

大東市中高年ひきこもり支援事業業務委託
－公募型プロポーザル実施要領－

令和8年1月

大東市福祉・子ども部福祉政策課

1 業務名称

大東市中高年ひきこもり支援事業業務委託

2 趣旨

この要領は、令和8年度から令和9年度までの大東市中高年ひきこもり支援事業業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

本事業は、本市における中高年ひきこもり支援を効果的に実施することを目的とし、地域共生社会の実現に向けて、ひきこもりに関する包括的な支援体制を強化することを目指すものである。

ひきこもりの課題に対して、地域資源を最大限に活用したセーフティネットワーク体制を構築し、支援が必要なひきこもりの状態の中高年者に対し、切れ目のない支援を提供することで自立支援や社会参加を促進し、地域社会全体で支え合う体制を強化することによって、本市のひきこもり支援施策の充実を図る。

具体的には、大東市内に居住する中高年のひきこもりの状態にある本人及びその家族を対象に、生活習慣を改善し、社会参加に向けた一步を踏み出せるよう、安全・安心に過ごせる居場所と同じ悩みを抱える他者との交流の場を提供し、本人の社会参加や孤立防止の促進を図るとともに、職場体験等を通じた訓練体験活動やボランティア活動等の社会体験の機会を提供することにより、就労意欲の喚起や社会参加意識の向上を図り、一人ひとりの状態に応じた支援を行う。

また、解雇や失業状態が要因となり、無業の状態に陥り、長期にわたり社会とのつながりが無い者に対して、必要な関係機関と連携を図り、就労意欲の喚起や就労能力の向上を目指し、一般就労に結びつくよう支援を行う。

4 業務履行期間

令和8年4月1日（水）から令和10年3月31日（金）まで

5 担当部署

〒574-8555 大阪府大東市谷川一丁目1番1号 大東市役所
福祉・子ども部 福祉政策課
TEL：072-870-0435 FAX：072-872-2189
E-mail fukusei_ka@city.daito.lg.jp

6 契約相手方の選定方法

公募型プロポーザル方式

プロポーザル方式事業者選定委員会により選定する。

7 プロポーザル実施日程

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 公募開始日 | 令和 8年 1月 5日 (月) |
| (2) 質疑事項受付期間 | 令和 8年 1月 5日 (月)
～令和 8年 1月13日 (火) [午後5時必着] |
| (3) 質疑回答日 | 令和 8年 1月 16日 (金) |
| (4) 参加表明締切日 | 令和 8年 1月 21日 (水) [午後5時必着] |
| (5) 企画提案書等提出締切日 | 令和 8年 1月 28日 (水) [午後5時必着] |
| (6) 一次審査結果通知日 | 令和 8年 2月初旬予定 |
| (7) 二次審査 (プレゼンテーション) | 令和 8年 2月初旬から中旬予定 |
| (8) 審査結果 (採否) 通知日 | 令和 8年 2月中旬予定 |

8 プロポーザル参加資格要件

以下の(1)から(11)までに掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) ひきこもりに対する専門的見識を備え、利用者に応じた柔軟な対応ができること。
- (3) 委託業務を的確に遂行する能力を有すること。
- (4) 政治活動、宗教活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき、更生又は再生手続きを開始していない者
- (7) 参加表明書の提出期限の日において、大阪府知事又は大東市長から業務等に関し指名停止、又は入札参加回避の措置を受けている者でないこと。
- (8) 暴力団 (大東市暴力団排除条例(平成 25 年条例第 5 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。) 又は暴力団密接関係者 (同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。) でないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (10) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (11) その他、市民の信頼を損なう者でないこと。

9 公募について

- (1) 掲載場所：大東市ホームページにおいて一般公募する。
- (2) 掲載書類：大東市ホームページからダウンロードするものとする。
 - ①公募型プロポーザル実施要領 ※本書類
 - ②大東市中高年ひきこもり事業業務仕様書
 - ③質疑事項 (様式1)
 - ④参加表明書 (様式2)
 - ⑤参加辞退届 (様式3)
 - ⑥税申告状況及び納税状況の調査に対する同意書 (様式4)

1 0 質疑事項の受付及び回答について

受付期間内に、次のとおり質疑事項を提出すること。質疑事項の提出がない場合は、「質疑事項なし」と見なす。

(1) 受付期間

令和8年1月5日（月）から令和8年1月13日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

質疑事項（様式1）を電子メールで福祉政策課に提出すること。

なお、電話及び直接来庁による質問には応じないものとする。

(3) 回答

回答については、質疑事項（様式1）に記載のメールアドレスへ令和8年1月16日（金）までに電子メールで速やかに行うものとする。ただし、評価及び審査に関する内容など、本業務の実施に必要なないと判断する質問には回答しない。

1 1 参加表明書の提出

(1) 提出書類

①参加表明書（様式2）：代表者印を押印すること。

②法人の登記事項証明書（提出日において3か月以内に発行されたもの）：原本1部

③納税証明書 直近2か年の納税証明書

区分	法人格を有する団体	備考
国税	・法人税 ・消費税及び地方消費税	「納税証明書その3の3」を使用
市町村税	・法人市民税 ・固定資産税 ・軽自動車税	
備考	1. 法人にあつては、本社所在地についての証明書を提出すること。 2. 証明書は証明年月日が申請書提出日前の3か月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用すること。（コピーでも可。但し、原本を最低一通提出すること。） 3. 営業が2年未満の者もしくは非課税で、直近2か年分の証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書（任意の様式）を提出すること。	

④決算関係書類（過去2年間の事業報告書、貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類）

⑤税申告状況及び納税状況の調査に対する同意書（様式4）：代表者印を押印すること。

(2) 提出期限

令和8年1月21日（水）午後5時まで

提出期限を過ぎた場合は失格とする。

(3) 提出先

大東市役所西別館1階 福祉・子ども部 福祉政策課

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合、提出期限までに本市へ必着のこと）

(5) その他

参加表明書の提出後又は企画提案書等の提出後に辞退する場合は、速やかに参加辞退届(様式3)を提出すること。ただし、企画提案書等の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

1.2 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書

- ・ A4版 横書 左綴じ
- ・ 提出部数 10部(正本1部、副本9部)
- ・ 正本1部は、事業者の住所、名称又は商号、代表者職氏名を記入のうえ、代表者印を押印し、下欄には担当者連絡先を記入すること。
- ・ 副本9部は、提案者が判別できるような記入等は一切行わないこと。正本のコピーで可
- ・ 宛名は「大東市長」とすること。
- ・ 表紙には「大東市中高年ひきこもり支援事業提案書」と記入すること。
- ・ 提案者が判別できるような記入、表現、ロゴの記入、資料の添付は一切しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認すること。
- ・ 本事業において企画提案をすることができるのは1案だけとする。
- ・ ひきこもり状態にある本人及び家族を早期把握・早期支援するために、支援対象者の実態やニーズの把握が必要であるため、その実態把握をする手法について企画提案書の中で提案を行うこと。
- ・ 提出期限後の企画提案書の差替は認めない。(本市が補正等を求める場合を除く。)

②概算見積書

- ・ 見積書については、任意の様式にて提出とする。
- ・ 見積書については人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載した年度ごとの見積書を提出すること。

見積書の提案上限金額：14,638,000円(税込)2年間

内訳 令和8年度：7,241,000円(消費税及び地方消費税込み)

令和9年度：7,397,000円(消費税及び地方消費税込み)

備考

上記内訳の金額(年度ごと)は、委託業務全体の1年間に要する費用を積算したものであり、契約締結時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなる。

提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。

- ・ 提出部数は10部とする。(正本1部、副本9部)
- ・ 正本1部の表紙については、宛先を「大東市長」、業務名を「大東市中高年ひきこもり支援事業」とし、事業者の住所、名称又は商号、代表者職氏名を記入のうえ、代表者印を押印すること。
- ・ 副本9部の表紙については、宛先を「大東市長」、業務名を「大東市中高年ひきこもり支援事業」と記入するのみで、社名等の記入や押印を一切行わないこと。見積書についても、

提案書と同様に、提案者が判別できるような記入等は一切行わないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。

(2) 提出期限

令和8年1月28日(水) 午後5時まで

なお、提出期限を過ぎた場合は失格とする。

(3) 提出先

大東市役所西別館 1 階 福祉・子ども部 福祉政策課

(4) 提出方法

提出書類一式を紐又はファイルで綴り、直接持参に限る。

1 3 第一次審査及び第二次審査（プレゼンテーション）の実施

(1) 選定委員会の構成

当業務に関連する関連部署の市職員及び外部委員等

(2) 第一次審査（書類審査）

参加資格及び提出書類を書類審査し、参加の可否を決定する。なお、応募が2事業者より多い場合は、2事業者を選定する。

また、プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。提案事業者が1事業者のみの場合でも、選定委員会において提案内容等の審査を行い、選定の可否を決定し、第二次審査の対象者とする。

書類審査の結果は、令和8年2月初旬を予定しているが、詳細は別途連絡するものとし、電子メールで通知を行うものとする。電子メール受信後は直ちに受信確認メールを返信すること。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション）

以下の予定で提案内容の説明及び質疑応答により受託者を特定する。

第二次審査において、提案事業者が1事業者のみの場合でも、選定委員会において提案内容等の審査を行い、選定の可否を決定する。

①日時：令和8年2月初旬から中旬の予定

＊日程・場所の詳細については、別途連絡する。

②提案内容の説明：20分以内

(ア) 原則として、契約締結後の業務責任予定者が説明及び回答を行うこと。

(イ) 説明に際し、企画提案書概要資料やパソコン・プロジェクター等を使用する場合は、事前に福祉政策課宛に連絡すること。プレゼンテーション出席等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。※詳細は二次審査通知時に連絡する。

③質疑応答：20分以内

④出席者：3名以内

⑤審査内容、結果についての異議は認められない。

⑥提案された選定委員会で評価された評価点について、50点（選定委員会各委員の持ち点100点満点の5割）を最低基準点とし、選定委員会各委員が評価した点数を合計した総合点を100点満点に換算した点数が最低基準点（50点）を満たさない提案事業者は原則選定しない。

なお、提案事業者全てが最低基準点（50 点）を満たさない場合及び最も高い提案事業者の総合点が同点の場合、選定委員会の協議により選定することができる。

（４）審査項目（審査は次の評価項目により行う。）

評価項目	評価の視点	配点
総合性	基本理念、業務内容の理解度、業務遂行能力、必要な施設等の確保、対象者の実態把握、事業の効果や評価検証	30
事業内容	支援プログラム、相談体制、居場所支援	15
連携	関係機関等との連携	10
体制	配置と業務管理体制、知識・技術の向上意識	10
危機管理	個人情報保護体制	10
実績	類似業務の経験、事業の成果の見込み	5
自由提案	独自の提案企画	10
提案金額	業務に関する見積価格の評価	10

（５）審査結果

審査結果は採否に関わらず、令和 8 年 2 月中旬を予定しているが、詳細は別途連絡するものとし、電子メールで通知を行うものとする。電子メール受信後は直ちに受信確認メールを返信すること。

（６）契約相手方の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉権者として決定する。

1 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- （１）審査結果通知日までに提案者が指名停止等、プロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- （２）見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- （３）提出期限までに書類が提出されない場合
- （４）提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- （５）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （６）著しく信義に反する行為があった場合
- （７）契約を履行することが困難と認められる場合
- （８）企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- （９）本事業について2案以上の企画提案をした場合
- （10）審査の公平性に影響を与える行為があった場合

1 5 契約内容の調整・仕様書の決定

契約候補者から提案された企画提案書をもとに、市と契約候補者において業務内容及び仕様書の詳細を協議の上、契約の手続きを進める。協議により必要が生じた場合、修

正することもある。

1 6 契約の締結

(1) 契約者の決定

- ① 優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、契約締結の日程の詳細は別途連絡するが、その日までに契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。
- ② 13の(6)で決定した優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。なお、当初の契約相手方が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合及び契約不成立により本市に著しい損害が生じる場合には、契約相手方である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

(2) 契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

1 7 その他

- (1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責においてすべて処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は大東市情報公開条例（平成9年条例第3号）により情報公開の対象となる場合がある。
- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 応募にあたって提出する書類の追加・差替えは原則として認めない。提出時に必要な書類が不足していた場合、後日失格として取り扱うことがある。
- (4) 企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。契約相手方に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。
- (5) 企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用及び事業実施にかかる準備行為については、すべて提案者の負担とする。
- (6) その他、本業務の公募・選定・実施にあたり当要領の改正の必要がある場合は、適宜改正を行う。